

平成十八年十一月十七日提出
質問第一六三号

政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第一四〇号）を踏まえ、追加質問する。

一 西田恒夫外務審議官（以下、「西田審議官」という。）は法令を遵守する義務を負うか。

二 「前回答弁書」において、「西田恒夫外務審議官が二〇〇六年十月六日に報道関係者と接触した事実があるか。」との質問に対し、政府は「御指摘の外務審議官は、御指摘の日を含め日々様々な形で報道関係者からの取材に応じている。」と答弁しているところ、二〇〇六年十月六日に「西田審議官」が報道関係者と飲食を伴う接触を行ったか否かについて確認を求める。

三 二で飲食をともなった接触を行った事実があるならば、それは五千円を超えているか。また、報道機関側が飲食費を負担したという事実があるか。

四 「西田審議官」が外務省総合外交政策局長をつとめていた時期を明らかにし、その間に提出した国家公務員倫理法に基づく贈与等報告の件数を明らかにされたい。

右質問する。